

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）を踏まえ、都道府県公安委員会等の掲示板等への掲示により行うこととされている公示等について、一定の事項をインターネットにより不特定多数の者が閲覧できる状態に置くなどの措置により行うことと改めることを内容とする「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等について検討しています。

その内容は別紙1から3までのとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none">・電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム・電子メール (koutsukikakuka2@npa.go.jp) <p>※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。</p> <p>※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。</p>
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局交通企画課法令係 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和8年3月13日（金）から 令和8年4月11日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。
- 5 別紙1から3までの内容のどの部分についての御意見かが分かるよう、数字、記号等をお示しの上、御意見を提出してください。

例：「別紙1の3(1)についての意見…」

〈 参 考 〉

別紙1から3までのほかに、「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」、「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案」について、案文（政令案については案文及び新旧対照表）を公表しております。

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令及び国家公安委員会規則の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく「新旧対照表」方式で行うこととしております。

1 命令等の題名

道路交通法施行令の一部を改正する政令

2 根拠となる法令の条項

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第10項、第81条第3項（第81条の2第3項、第82条第3項及び第83条第3項において準用する場合を含む。）、第104条第5項及び第129条第2項

3 命令等の内容

- (1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部を改正し、放置違反金の納付命令に係る公示等について、一定の事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を都道府県公安委員会等の掲示板に掲示し、又は当該事項を都道府県公安委員会の庁舎等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととする。
- (2) その他所要の規定を整備する。

4 施行期日

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和8年5月21日）から施行する。

1 命令等の題名

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第24条の2第9項及び第11項、道路交通法第51条の4第7項及び第114条の7、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第229条第3項及び第230条第3項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第3項並びに道路交通法施行令第17条の5第1項、第29条第1号（第32条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、第39条第2項及び第54条第1項

3 命令等の内容

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）等の一部を改正し、都道府県公安委員会等の掲示板等への掲示により行うこととされている公示等について、一定の事項をインターネットにより不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を都道府県公安委員会等の掲示板等に掲示し、又は当該事項を都道府県公安委員会の庁舎等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととする。
- (2) その他所要の規定を整備する。

4 施行期日

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和8年5月21日）とする。

1 命令等の題名

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

2 根拠となる法令の条項

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第5条第5項（同法第15条の2第8項及び第9項並びに第30条の8第4項及び第5項において準用する場合を含む。）、第34条第6項（同法第35条第5項において準用する場合を含む。）、第39条の2第3項及び第45条、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第5条第13項及び第15項並びに警察法施行令（昭和29年政令第151号）第13条第1項

3 命令等の内容

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）等の一部を改正し、都道府県公安委員会等の掲示板への掲示により行うこととされている公示について、一定の事項をインターネットにより不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を都道府県公安委員会等の掲示板に掲示し、又は当該事項を都道府県公安委員会の庁舎等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととする。
- (2) その他所要の規定を整備する。

4 施行期日

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和8年5月21日）とする。